

○厚生労働省令第五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十一を第一号の二十三とし、第一号の二十を第一号の二十一とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十二 N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―「(一S)――(ジメチルアミノ)エチル」  
フェニルエステル（別名リバスチグミン）及びその製剤。ただし、一枚中N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―「(一S)――(ジメチルアミノ)エチル」フェニルエステル一八mg以下を含有する貼付剤を除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の十九を第一号の二十とし、第一号の九から第一号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第一号の八の次に次の一号を加える。

一の九 (二R・三R・三a S・七R・八a S・九S・一〇a R・一一S・一二R・一三a R・一三b S・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九a S) — 二 — 「(二S) — 三 — アミノ — 二 — ヒドロキシプロピル」 — 三 — メトキシ — 二六 — メチル — 二〇・二七 — ジメチリデンヘキサコサヒドロ — 一一・一五…一八・二一…二四・二八 — トリエポキシ — 七・九 — エタノ — 一二・一五 — メタノ — 九H・一五H — フロ「三・二 — i」フロ「二・三…五・六」ピラノ「四・三 — b」「一・四」ジオキサシクロペンタコシン — 五 (四H) — オン (別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項中第二号の十四の次に次の一号を加える。

二の十五 エポエチン — ベーター — ペゴル及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十二号の三十七を第十二号の三十八とし、第十二号の十三から第十二号の三十六までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の十二の次に次の一号を加える。

十二の十三 N — エチル — N — メチルカルバミン酸三 — 「(一S) — 一 — (ジメチルアミノ) エチル」

フェニルエステル（別名リバスチグミン）の製剤であつて一枚中N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―「（一S）――（ジメチルアミノ）エチル」フェニルエステル一八mg以下を含有する貼付剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第四十七号の九を第四十七号の十とし、第四十七号の八を第四十七号の九とし、第四十七号の七を第四十七号の八とし、第四十七号の六の次に次の一号を加える。

四十七の七（二RS）―二―（ジフルオロメトキシ）―一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名デスフルラン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十一号の十一を第五十一号の十二とし、第五十一号の五から第五十一号の十までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の四の次に次の一号を加える。

五十一の五（一S）―一―「三―（ジメチルアミノ）プロピル」―一―（四―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―五―カルボニトリル（別名エシタロプラム）、その塩類及びそれらの製剤

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。